

再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する新たな県計画 策定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 本県における再生可能エネルギー・省エネルギー推進計画について検討するため、「再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する新たな県計画策定検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する新たな県計画及びこれに関連する事項について協議及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、再生可能エネルギー及び省エネルギーについて見識を有する学識経験者、及び関係団体、公募した者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指示した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域振興部地域政策課、環境生活部環境政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

2 この要綱の制定に伴い、「島根県地域新エネルギー導入促進計画改定委員会設置要綱(平成19年8月2日制定)」は、廃止する。